

平成20年4月29日

【照会先】厚生労働省健康局結核感染症課

難波（内線2374）、梅田（内線2376）

直通：03-3595-2263

野生の白鳥からのH5N1亜型インフルエンザウイルスの検出について
(注意喚起)

1. 本日、環境省より、秋田県十和田湖畔で衰弱又は死亡が確認されていた白鳥から、強毒性のH5N1亜型インフルエンザウイルスが検出されたことについて別添のとおり公表されましたので、情報提供します。
2. 鳥類のインフルエンザ（H5N1）については、感染した病鳥又は死亡鳥に直接触れたり、解体や調理、羽をむしるなど濃厚に接触することにより、まれに人が感染することがあります。また、これまで野鳥から人がインフルエンザ（H5N1）に感染した事例は報告されていませんが、念のため以下のことに注意してください。

＜野鳥からの感染防止のための注意事項＞

① 衰弱又は死亡した野鳥を見つけた場合、直接触れないこと

万一異常な野鳥を発見した場合は、市町村や各地方環境事務所、管轄の家畜保健衛生所等に連絡しましょう。

② もしも触れた場合には、速やかに手洗いやうがいを励行すること

万一野鳥やその排泄物等に触れる必要がある場合には、マスクやゴーグル等を装着した上で、手袋等を用いるなど素手で触れるのは避けましょう。

③ 野鳥との接触後、発熱等の健康状態に異状を認めた場合には、速やかに医療機関を受診すること

3. なお、当該白鳥が確認された秋田県においてはすでに、周辺住民に対する感染予防に関する注意喚起及び当該白鳥との接触者に対する健康観察（最終接触日から10日間）が実施されています。

また、厚生労働省から全国の自治体に対し、従来より鳥類においてインフルエンザ（H5N1）が確認された場合の対応についてお願いしてきたところですが、今回改めて周知を図っています。

死亡したオオハクチョウからの鳥インフルエンザウイルス（H5亜型）の病性鑑定結果について（お知らせ）

平成 20 年 4 月 29 日（火）
環境省自然環境局野生生物課
鳥獣保護業務室
電話 03-5521-8285（直通）
03-5521-8283（直通）
03-3581-3351（代表）
課長：星野一昭（6460）
室長：猪島康浩（6470）
補佐：柴田泰邦（6471）
専門官：徳田裕之（6473）

4 月 21 日に秋田県十和田湖畔で回収されたオオハクチョウから H5 亜型の鳥インフルエンザウイルスが分離されたことが、昨日、秋田県から発表されたところですが、この病性鑑定を行っていた動物衛生研究所から強毒性であったとの報告がありましたので、お知らせします。

環境省では、今後、死亡したオオハクチョウが回収された地域周辺等において、野鳥における異常がないか監視を継続するとともに、ウイルス保有状況調査を行う考えです。

なお、N 亜型の特定については、引き続き動物衛生研究所で行われているところであり、結果が分かり次第、改めてお知らせします。

1 環境省としてのこれまでの対応

- (1) 十和田湖周辺において、野鳥における異常がないか巡視を実施。
- (2) 各地方環境事務所・都道府県・関係団体に対し、監視体制の強化等について指示・要請。

2 環境省としての今後の対応について

- (1) オオハクチョウが回収された十和田湖周辺及び北海道の主要渡来地において、野鳥における異常がないかについて監視を行う。
- (2) オオハクチョウが回収された十和田湖周辺及び北海道の主要渡来地において、ハクチョウ等ガンカモ類の糞の採取分析等により、ウイルス保有状況について調査する。
- (3) 専門家の意見を踏まえながら、必要に応じ追加的な調査等を実施する考え。

鳥インフルエンザのウイルスは、感染した鳥との濃密な接触等の特殊な場合を除いて、通常では人には感染しないと考えられています。

日常生活においては、鳥の排泄物等に触れた後には手洗いとうがいをしただけであれば、過度に心配する必要はありませんので、冷静な行動をお願いいたします。

死亡したオオハクチョウからの鳥インフルエンザウイルス（H5亜型）の
N1亜型の特定について（お知らせ）

平成 20 年 4 月 29 日（火）
環境省自然環境局野生生物課
鳥獣保護業務室
電話 03-5521-8285（直通）
03-5521-8283（直通）
03-3581-3351（代表）
課長：星野一昭（6460）
室長：猪島康浩（6470）
補佐：柴田泰邦（6471）
専門官：徳田裕之（6473）

（先にお知らせした「病性鑑定結果」の追加のお知らせ）

4 月 21 日に秋田県十和田湖畔で回収されたオオハクチョウから分離された鳥インフルエンザウイルスは、N1 亜型であったとの報告が、検査を行っていた動物衛生研究所からありましたので、お知らせします。

環境省では、先にお知らせしたとおり、死亡したオオハクチョウが回収された地域周辺等において、野鳥における異常がないか監視を継続するとともに、ウイルス保有状況調査を行う考えです。

鳥インフルエンザのウイルスは、感染した鳥との濃密な接触等の特殊な場合を除いて、通常では人には感染しないと考えられています。

日常生活においては、鳥の排泄物等に触れた後には手洗いとうがいをしていただければ、過度に心配する必要はありませんので、冷静な行動をお願いいたします。